

三次市パートナーシップ宣誓制度の導入について

1 導入の目的

さまざまな調査により、性的少数者の人たちは、人口の3～8%（約20人に1人）であると言われています。しかし、2015年に行われた社会意識に関する調査結果を見ると、まわりに性的少数者がいると回答した人は6.1%で、性的少数者は身近にいるにもかかわらず、認知されていない傾向があります。性的指向・性自認は多様であり、全ての人々が有する基本的人権です。

市では、近年顕在化してきた性的マイノリティ(LGBT等)に対する偏見等の解消に向け、令和3年3月に策定した「三次市男女共同参画基本計画(第4次)～一人ひとりがしあわせな社会をめざして」において、新たに「性の多様性への理解の促進」を具体的施策に盛り込み、多様な性に配慮した取組を推進していくこととしています。

パートナーシップ宣誓制度は、パートナーシップ関係にある2人が、互いにパートナーであることの宣誓書を提出し、市が宣誓の事実を証明する受領証・受領カードを交付するもので、法的な効力が生じるものではありませんが、その関係性を行政が認知することにより、性の多様性に関する社会的な理解の広がりや性的マイノリティの方々の生きづらさや不安を軽減し、安心感に繋がることを期待するものです。

パートナーシップ宣誓制度を導入することにより、だれもが人権尊重の理念について理解を深め、多様性を認め合い、自分らしく生きることができる社会の実現をめざします。

2 導入の方法

「三次市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」を制定する。

当該制度は、法的な権利の発生や義務付けを伴うものでないため、対象者となるための要件や手続きについて要綱で定める。

広島広域都市圏協議会における宣誓制度の相互利用を想定しており、先行実施している広島市等と同様の制度とする。

3 パートナーシップの定義

一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係。

※婚姻・事実婚とは別の制度として、現行法の枠組みでは対応できない性的マイノリティのみを制度の対象とする。

※トランスジェンダー*やXジェンダー*など、様々なカップルが考えられることから、戸籍上の同性カップルに限定しない。

(用語) 「トランスジェンダー」身体の性と心の性(性自認が)異なる人

「Xジェンダー」自らを男性、女性のどちらでもないと感じる人

4 宣誓対象者の要件

一方又は双方が性的マイノリティであり、次の全てに該当する方。

- (1) いずれか一方若しくは双方が市内に住所を有していること、又は宣誓の日から原則として14日以内に市内へ転入を予定していること。
- (2) 成年に達していること。
- (3) 配偶者(事実婚を含む。)がいないこと。
- (4) 宣誓をしようとする相手以外と宣誓をしていないこと。
- (5) 宣誓者同士が近親者でないこと(養子縁組の場合を除く)。

5 宣誓の方法及び必要書類等

- ・宣誓予定日の原則1週間前までに、定住対策・暮らし支援課へ電話、FAX、メールで予約。
- ・当日、2人でお越しいただき、パートナーシップ宣誓書に記入(宣誓書の用紙は市が準備)。
- ・書類に不備などがなければ、1時間程度で受領証1通・受領カード1人1枚(2枚)を発行。

○必要書類

- ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載のないもの)
- ・戸籍抄本又は配偶者がいないことを証明できる書類
- ・本人確認書類(マイナンバーカード、パスポート、運転免許証等) 等

○留意点等

- ・プライバシーに配慮し、宣誓の場所は個室を準備する。
- ・パートナーシップを解消したとき、一方が死亡したとき等、受領証等を返還。

6 提供する行政サービス等について ※別紙資料1

7 今後の取組(見込み)

月 日	内 容
10月19日	男女共同参画推進会議
11月14日	男女共同参画審議会
11月21日	定例記者会見
12月	三次市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱制定 制度導入に向けた啓発の実施 ・ひと・かがやきフェスタ「市民啓発講演会」を開催(12月4日) ・市HP等による制度周知 ・市民啓発用パンフレットの作成 ・職員ハンドブックの作成 相互利用に関する協定を締結(見込) (広島市, 安芸高田市, 三原市, 廿日市市, 府中町, 海田町)

1月1日	パートナーシップ宣誓制度の導入
1月～	市広報紙による啓発(1月号) 職員研修(1月下旬頃を予定)

8 他自治体の導入状況

<県内> 広島市(R3.1月), 安芸高田市(R3.10月), 三原市(R4.1月),
廿日市(R4.4月), 府中町(R4.4月), 海田町(R4.10月)

<全国> 239 自治体(人口カバー率 55.6%) R4.10.1時点

(渋谷区・虹色ダイバーシティ全国パートナーシップ制度共同調査)